

「使用済燃料の処分の方法」の記載内容

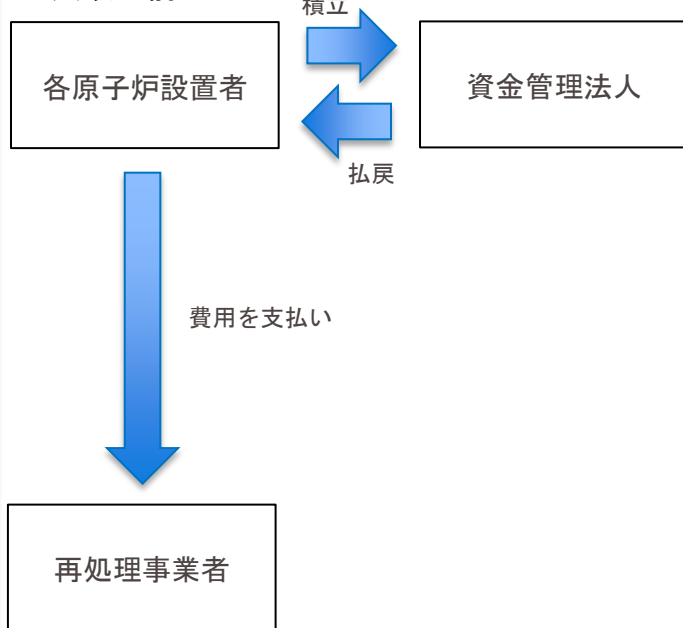
○原子炉設置変更許可申請書の記載内容の変更

変更前	変更後
<p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</p> <p>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</p> <p>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</p> <p>海外において、再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、「原子炉等規制法」に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>「再処理等拠出金法」に基づき使用済燃料再処理機構に拠出金を納付するまでの間は、当該拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、「再処理等拠出金法」の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成22年1月22日付で許可を受けた記載を適用する。</p>

[参考] 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

- ・再処理事業に必要な資金を拠出金制度により安定的に確保
- ・使用済燃料の再処理等事業を引き続き、着実かつ効率的に実施するための認可法人である使用済燃料再処理機構を設立

<法改正前>



<法改正後>

